皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ミャンマー国大統領ウィン・ミン閣下の大統領就任につき、四月九日御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から三月十一日チリ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同二十六日御答信があった。

天皇陛下から三月二日スリランカ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月二日御答信があった。

天皇陛下から三月八日チェコ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月四日御答信があった。

御答電

天皇陛下から三月十七日中華人民共和国主席閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十九日御答電があった。

天皇陛下から一月一日ミャンマー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月三日御答電があった。

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成三十年三月三十日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成三十年四月十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
町田市	確定測量図及び調査簿（町田市境界測量図及び調査簿（町田市境界用地測量図及び調査簿（町田市境界ポイント測量図及び調査簿）	東京都町田市木曽東二丁目、森野六丁目の各一部
関屋測量事務所	千葉県千葉市緑区辺田町の一部及び調査簿（千葉県千葉市緑区辺田町宅地開発事業地区測量図及び調査簿）	千葉県千葉市緑区辺田町の一部
中野市	平成28年度地籍調査事業地区測量図及び調査簿（中野市一丁目の一部及び中野市三好町一丁目の一部地籍調査４野筆界点間測量図）、兼業助成金２件（中野市一丁目の一部及び中野市三好町一丁目の一部地籍調査４野筆界点間測量図）、長野県中野市三好町一丁目の一部及び中野市三好町一丁目の一部地籍調査４野筆界点間測量図）	長野県中野市三好町一丁目の一部
美濃加茂市	地籍調査事業地区測量図及び調査簿（美濃加茂市加茂野町今泉・鷹之巣地区測量図及び調査簿）	岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉・鷹之巣の一部
美濃加茂市	一般国道418号（美濃加茂市本郷町一丁目・加茂郡八百津町八百津字大合地区）測量図及び調査簿	岐阜県美濃加茂市本郷町一丁目・加茂郡八百津町八百津字大合町の一部
多治見市	伴技術作成データ地籍調査成果及び測量図及び調査簿（多治見市笠原町字鳩谷地籍整備推進調査業務委託に伴い作成したワイルドネイ（愛知県稲沢市祖父江町宮西の一部）	岐阜県多治見市笠原町字鳩谷の一部
河川事務所整備局木曽川上流河川部地方整備局木曽三川公園事業（ワイルドネイ（愛知県稲沢市祖父江町宮西の一部）に伴い作成したデジタル地籍図及び調査簿（千葉県千葉市緑区辺田町の一部））		

公告

諸事項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第３号の規定に基づき、平成30年３月27日に土地家屋調査士業務の禁止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年４月11日

大阪法務局長　杉浦　徳宏

記

氏名　藤井　洋

所属する土地家屋調査士会　大阪土地家屋調査士会

登録番号　大阪第2572号

事務所の所在地　大阪府堺市堺区楠町三丁１番８号

違反行為　公文書偽造

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成30年４月10日から３か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年４月11日

福岡法務局長　鎌倉　克彦

記

氏名　小河　徹

所属する土地家屋調査士会　福岡県土地家屋調査士会

登録番号　福岡第1458号

事務所の所在地　福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目２番35号

違反行為　虚偽の調査、測量の禁止等

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成30年４月11日　　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社丸栄商会	東京都世田谷区等々力３丁目13番12号	互第3122号	平成30年３月５日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成30年４月11日　　関東経済産業局長　後藤　収

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成30年６月11日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成30年６月11日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。